

○法務省令第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条、第七条の二、第二十条、第二十一条、第二十二條、第二十二條の二の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

法務大臣 鈴木 馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(永住許可)</p> <p>第二十二條</p> <p>法第二十二條第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で第四項の要件に該当するもの又は法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者若しくは同条第二項若しくは第三項の規定により補完的保護対象者</p>	<p>(永住許可)</p> <p>第二十二條</p> <p>法第二十二條第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で第四項の要件に該当するもの又は法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者若しくは同条第二項若しくは第三項の規定により補完的保護対象者</p>

の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。)及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

一〇三 「略」

四 年間の収入に関する文書

五 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の

加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書

2〇4 「略」

別表第三(第六条、第六条の二、第二十条、第二十

の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。)及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

一〇三 「同上」

「号を加える」

「号を加える」

2〇4 「同上」

別表第三(第六条、第六条の二、第二十条、第二十

一条の四、第二十四条関係)

芸術	教授	「略」	在留資格
	「略」		活動
	一・二 「略」		資料
	「略」		
	一   活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書		
	二   年間の収入に関する文書		
	三   課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書		

一条の四、第二十四条関係)

「同上」	「同上」	「同上」	在留資格
	「同上」		活動
	一・二 「同上」		資料
	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書		
	「号を加える」		
	「号を加える」		
	「号を加える」		

報道	宗教	
〔略〕	〔略〕	
	<p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 年間の収入に関する文書</p> <p>五 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>三 年間の収入に関する文書</p> <p>四 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>
〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	
報酬を証する文書	<p>一〇三 〔同上〕</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>	<p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>
	活動の内容、期間、地位及び	

	<p>職 高度専門</p>
	<p>〔略〕</p>
<p>一 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>二 年間の収入に関する文書</p> <p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イハ 〔略〕</p>
	<p>〔同上〕</p>
	<p>〔同上〕</p>
<p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イハ 〔同上〕</p>

法律・会	経営・管 理	
〔略〕	〔略〕	
一・二 〔略〕	<p>一〇五 〔略〕</p> <p>六 年間の収入に関する文書</p> <p>七 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>二 年間の収入に関する文書</p> <p>ホ 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>
〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	
一・二 〔同上〕	<p>一〇五 〔同上〕</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>	<p>〔号の細分を加える〕</p> <p>〔号の細分を加える〕</p>

計業務	医療	研究
〔略〕	〔略〕	〔略〕
<p>三 年間の収入に関する文書</p> <p>四 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 三 〔略〕</p> <p>四 年間の収入に関する文書</p> <p>五 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業</p>
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
<p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>	<p>一 三 〔同上〕</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>	<p>一 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業</p>

---

---

務に従事しようとする場合

イゝハ 「略」

ニ 年間の収入に関する文

書

ホ 課税及び納税に関する

文書並びに社会保険の加

入状況及び社会保険料の

納付状況に関する文書

二 本邦に本店、支店その他

の事業所のある公私の機関

の外国にある事業所の職員

が本邦にある事業所に期間

を定めて転勤して当該事業

---

---

---

---

務に従事しようとする場合

イゝハ 「同上」

「号の細分を加える」

「号の細分を加える」

二 本邦に本店、支店その他

の事業所のある公私の機関

の外国にある事業所の職員

が本邦にある事業所に期間

を定めて転勤して当該事業

---

---

---

---

所において研究を行う業務  
に従事しようとする場合

イ・ロ 「略」

ハ 外国の事業所（転勤の  
直前一年以内に当該外国  
人が研究の在留資格をも  
つて本邦に在留していた  
期間がある場合には、当  
該期間に業務に従事して  
いた本邦の事業所を含む  
。）における職務内容及  
び勤務期間を証する文書

ニ〜ヘ 「略」

---

---

---

---

所において研究を行う業務  
に従事しようとする場合

イ・ロ 「同上」

ハ 外国の事業所（転勤の  
直前一年以内に申請人が  
研究の在留資格をもつて  
本邦に在留していた期間  
がある場合には、当該期  
間に業務に従事していた  
本邦の事業所を含む。）  
における職務内容及び勤  
務期間を証する文書

ニ〜ヘ 「同上」

---

---

	教育	技術・人 文知識・ 国際業務
	〔略〕	〔略〕
ト 前号ニ及びホに掲げる 資料	一 一〜四 〔略〕 五 年間の収入に関する文書 六 課税及び納税に関する文 書並びに社会保険の加入状 況及び社会保険料の納付状 況に関する文書	一 一〜四 〔略〕 五 年間の収入に関する文書 六 課税及び納税に関する文 書並びに社会保険の加入状 況及び社会保険料の納付状 況
	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕
〔号の細分を加える〕	一 一〜四 〔同上〕 〔号を加える〕 〔号を加える〕	一 一〜四 〔同上〕 〔号を加える〕 〔号を加える〕 〔号を加える〕

	企業内転	勤	況に関する文書
	「略」	一・二 「略」	三 外国の事業所（転勤の直前一年以内に当該外国人が企業内転勤の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書
七	年間の収入に関する文書	四〇六 「略」	四〇六 「同上」
	「同上」	「同上」	一・二 「同上」
	「同上」	三 外国の事業所（転勤の直前一年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書	四〇六 「同上」
	「号を加える」		

<p>興行</p>	<p>介護</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>一 演劇、演芸、歌謡、舞踊 又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活</p>	<p>八 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 年間の収入に関する文書</p> <p>六 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>一 演劇、演芸、歌謡、舞踊 又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活</p>	<p>〔号を加える〕</p> <p>一～四 〔同上〕</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>	

---

---

動を行おうとする場合（次号及び第三号に該当する場合を除く。）

イ）ト 「略」

刊 年間の収入に関する文書

リ 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書

二 基準省令の興行の項の下欄第一号イに該当する場合

---

---

動を行おうとする場合（次号及び第三号に該当する場合を除く。）

イ）ト 「同上」

「号の細分を加える」

「号の細分を加える」

二 基準省令の興行の項の下欄第一号イに該当する場合

前号イ及びハからホまで

---

---

イ 前号イ、ハからホまで

、チ及びビりに掲げる資料

ロ、ホ 「略」

三 基準省令の興行の項の下

欄第一号ロ(1)から(5)までの

いずれかに該当する場合

---

---

---

---

に掲げるもののほか、次に

掲げる資料

「号の細分を加える」

イ、ロ 「同上」

三 基準省令の興行の項の下

欄第一号ロ(1)から(5)までの

いずれかに該当する場合

第一号イ及びハからホまで

に掲げるもののほか、招へ

い機関の登記事項証明書、

損益計算書の写しその他の

招へい機関の概要を明らか

---

---

---

---

イ 第一号イ、ハからホま

で、チ及びりに掲げる資  
料

ロ 招へい機関の登記事項

証明書、損益計算書の写

しその他の招へい機関の

概要を明らかにする資料

四 演劇等の興行に係る活動

以外の興行に係る活動を

行おうとする場合

イホ 「略」

へ 第一号チ及びりに掲げ

---

---

---

---

にする資料

「号の細分を加える」

「号の細分を加える」

四 演劇等の興行に係る活動

以外の興行に係る活動を行

おうとする場合

イホ 「同上」

「号の細分を加える」

---

---

特定技能	技能	
〔略〕	〔略〕	
一 法別表第一の二の表の特	<p>一〇四 〔略〕</p> <p>五 年間の収入に関する文書</p> <p>六 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>る資料</p> <p>五 興行に係る活動以外の芸能活動を行おうとする場合</p> <p>イ・ロ 〔略〕</p> <p>ハ 第一号チ及びりに掲げる資料</p>
〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	
一 法別表第一の二の表の特	<p>一〇四 〔同上〕</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>	<p>五 興行に係る活動以外の芸能活動を行おうとする場合</p> <p>イ・ロ 〔同上〕</p> <p>〔号の細分を加える〕</p>

---

---

定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合

イ・ロ 「略」

ハ 特定技能所属機関による当該外国人に対する支援に係る文書

ニ・ホ 「略」

ヘ 特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者があるときは、当該仲介の概要

ト 「略」

---

---

---

---

定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合

イ・ロ 「同上」

ハ 特定技能所属機関による申請人に対する支援に係る文書

ニ・ホ 「同上」

ヘ 特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者があるときは、当該仲介の概要

ト 「同上」

---

---

---

---

刊 年間の収入に関する文  
書

リ 課税及び納税に関する

文書並びに社会保険の加

入状況及び社会保険料の

納付状況に関する文書

二 法別表第一の二の表の特

定技能の項の下欄第二号に

掲げる活動を行おうとする

場合

前号イ、ロ及びホからリま

でに掲げる資料

「号の細分を削る」

---

---

「号の細分を加える」

「号の細分を加える」

二 法別表第一の二の表の特

定技能の項の下欄第二号に

掲げる活動を行おうとする

場合

イ 特定技能所属機関の概

---

---

技能実習	
〔略〕	
一 法別表第一の二の表の技	<p>〔号の細分を削る〕</p> <p>〔号の細分を削る〕</p> <p>〔号の細分を削る〕</p> <p>〔号の細分を削る〕</p>
〔同上〕	
〔同上〕	
一 法別表第一の二の表の技	<p>要を明らかにする資料</p> <p>ロ   活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>ハ   従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料</p> <p>ニ   特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者があ る場合は、当該仲介の概要</p> <p>ホ   健康状態が良好であることを証する資料</p>

---

---

能実習の項の下欄第一号イ  
に掲げる活動を行おうとす  
る場合

---

---

---

---

能実習の項の下欄第一号イ  
に掲げる活動を行おうとす  
る場合 技能実習法第八条  
第一項の認定（技能実習法  
第十一条第一項の規定によ  
る変更の認定があつたとき  
は、その変更後のもの。以  
下同じ。）を受けた技能実  
習計画（技能実習法第二条  
第二項第一号に規定する第  
一号企業単独型技能実習に  
係るものに限る。）に係る  
技能実習計画認定通知書及

---

---

---

---

イ 技能実習法第八条第一

項の認定（技能実習法第  
十一条第一項の規定によ  
る変更の認定があつたと  
きは、その変更後のもの  
。以下同じ。）を受けた  
技能実習計画（技能実習  
法第二条第二項第一号に  
規定する第一号企業単独  
型技能実習に係るものに  
限る。）に係る技能実習  
計画認定通知書及び認定

---

---

び認定の申請書の写し  
「号の細分を加える」

---

---

---

---

の申請書の写し

ロ 年間の収入に関する文書

ハ 課税及び納税に関する

文書並びに社会保険の加

入状況及び社会保険料の

納付状況に関する文書

二 法別表第一の二の表の技

能実習の項の下欄第一号ロ

に掲げる活動を行おうとす

る場合

---

---

〔号の細分を加える〕

〔号の細分を加える〕

二 法別表第一の二の表の技

能実習の項の下欄第一号ロ

に掲げる活動を行おうとす

る場合 技能実習法第八条

第一項の認定を受けた技能

実習計画（技能実習法第二

---

---

イ 技能実習法第八条第一

項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請

条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し  
「号の細分を加える」

書の写し

ロ 前号ロ及びハに掲げる

資料

三 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動を行おうとする場合

イ 「略」

ロ 第一号ロ及びハに掲げる資料

四 法別表第一の二の表の技

「号の細分を加える」

三 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動を行おうとする場合

イ 「同上」

ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）

四 法別表第一の二の表の技

---

---

能実習の項の下欄第二号ロ  
に掲げる活動を行おうとす  
る場合

イ 「略」

ロ 第一号ロ及びハに掲げ  
る資料

五 法別表第一の二の表の技  
能実習の項の下欄第三号イ  
に掲げる活動を行おうとす  
る場合

イ 「略」

---

---

---

---

能実習の項の下欄第二号ロ  
に掲げる活動を行おうとす  
る場合

イ 「同上」

ロ 年間の収入及び納税額  
に関する証明書（在留資  
格の変更を申請する場合  
に限る。）

五 法別表第一の二の表の技  
能実習の項の下欄第三号イ  
に掲げる活動を行おうとす  
る場合

イ 「同上」

---

---

ロ 第一号ロ及びハに掲げる資料	六 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合
イ 「略」	
ロ 第一号ロ及びハに掲げる資料	
ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）	六 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合
イ 「同上」	
ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）	

文化活動

〔略〕

一 学術上若しくは芸術上の活動を行い、又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合

イ・ロ 〔略〕

ハ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（年間の収入に関する文書を含む。）

ニ 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の

〔同上〕

〔同上〕

一 学術上若しくは芸術上の活動を行い、又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合

イ・ロ 〔同上〕

ハ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書

〔号の細分を加える〕

---

---

納付状況に関する文書

ホ 当該外国人以外の者が

経費を支弁する場合は、

その者に係る次に掲げる

資料

(1) 年間の収入に関する

文書

(2) 課税及び納税に関する

文書並びに社会保険

の加入状況及び社会保

険料の納付状況に関する

文書

二 専門家の指導を受けて我

---

---

〔号の細分を加える〕

二 専門家の指導を受けて我

---

---

	短期滞在
	〔略〕
<p>が国特有の文化又は技芸を 修得しようとする場合</p> <p>イ   前号に掲げる資料</p> <p>ロ   当該専門家の経歴及び 業績を明らかにする資料</p>	<p>一・二 〔略〕</p> <p>三 在留中の一切の経費の支 弁能力を明らかにする資料 (年間の収入に関する文書 を含む。)</p>
	〔同上〕
	〔同上〕
<p>が国特有の文化又は技芸を 修得しようとする場合 前 号に掲げるもののほか、当 該専門家の経歴及び業績を 明らかにする資料</p> <p>〔号の細分を加える〕</p> <p>〔号の細分を加える〕</p>	<p>一・二 〔同上〕</p> <p>三 在留中の一切の経費の支 弁能力を明らかにする資料</p>

	留学	
	〔略〕	
<p>四 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（年間の収入に関する文書を含む）</p>	<p>三 課税及び納税に関する文書</p>
	〔同上〕	
	〔同上〕	
<p>〔号を加える〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書</p>	<p>〔号を加える〕</p>

---

---

書並びに社会保険の加入状  
況及び社会保険料の納付状  
況に関する文書

四 当該外国人以外の者が経  
費を支弁する場合は、その  
者に係る次に掲げる資料

イ 支弁能力を証する文書  
(年間の収入に関する文  
書を含む。)及び支弁す  
るに至った経緯を明らか  
にする文書

ロ 課税及び納税に関する  
文書並びに社会保険の加

---

---

〔号を加える〕

---

---

---

---

入状況及び社会保険料の  
納付状況に関する文書

五 当該外国人が研究生又は  
聴講生として教育を受けよ  
うとする場合は、当該機関  
からの研究内容又は科目及  
び時間数を証する文書

六 当該外国人が基準省令の  
表の法別表第一の四の表の  
留学の項の下欄に掲げる活  
動の項（以下「基準省令の  
留学の項」という。）の下  
欄第一号ハに該当する活動

---

---

三 申請人が研究生又は聴講  
生として教育を受けようと  
する場合には、当該機関か  
らの研究内容又は科目及び  
時間数を証する文書

四 申請人が基準省令の表の  
法別表第一の四の表の留学  
の項の下欄に掲げる活動の  
項（以下「基準省令の留学  
の項」という。）の下欄第  
一号ハに該当する活動（本

---

---

---

---

(本邦の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)

若しくは特別支援学校の小学部に入学して教育を受ける活動を除く。)を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書を明らかにする文書

七|| 当該外国人が中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若

---

---

邦の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)若しくは特別支援学校の小学部に入学して教育を受ける活動を除く。)を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書

五|| 申請人が中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しく

	研修
	〔略〕
<p>しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、当該外国人が日常生活を営むこととなる宿泊施設の概要を明らかにする資料</p>	<p>一～四 〔略〕</p> <p>五 送出し機関（当該外国人が国籍又は住所を有する国の所属機関その他当該外国人が本邦において行おうとする活動の準備に関する外国の機関をいう。）の概要</p>
	〔同上〕
	〔同上〕
<p>は特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、当該申請人が日常生活を営むこととなる宿泊施設の概要を明らかにする資料</p>	<p>一～四 〔同上〕</p> <p>五 送出し機関（申請人が国籍又は住所を有する国の所属機関その他申請人が本邦において行おうとする活動の準備に関する外国の機関をいう。）の概要を明らかにする資料</p>

	家族滞在
	〔略〕
<p>要を明らかにする資料</p> <p>六 〔略〕</p> <p>七 年間の収入に関する文書</p> <p>八 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 年間の収入に関する文書</p> <p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況</p>
	〔同上〕
	〔同上〕
<p>かにする資料</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 扶養者の在留カード又は旅券の写し</p> <p>三 扶養者の職業及び収入を証する文書</p>

<p>特定活動</p>	
<p>〔略〕</p>	
<p>四 扶養者に係る次に掲げる資料</p> <p>イ 在留カード又は旅券の写し</p> <p>ロ 職業及び年間の収入に関する文書</p> <p>ハ 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活</p>
<p>〔同上〕</p>	
<p>〔同上〕</p>	
<p>〔号を加える〕</p>	<p>一 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活</p>

---

---

動を行おうとする場合

イ|| 活動の内容、期間、地

位及び報酬を証する文書

ロ|| 年間の収入に関する文

書

ハ|| 課税及び納税に関する

文書並びに社会保険の加

入状況及び社会保険料の

納付状況に関する文書

ニ その他の場合

イ 「略」

---

---

---

---

動を行おうとする場合 活

動の内容、期間、地位及び

報酬を証する文書

「号の細分を加える」

「号の細分を加える」

「号の細分を加える」

ニ その他の場合

イ 「同上」

---

---

---

---

ロ 在留中の一切の経費を  
支弁することができるこ  
とを証する文書（年間の  
収入に関する文書を含む  
。）

ハ 当該外国人以外の者が  
経費を支弁するとき又は  
扶養者がいるときは、当  
該経費を支弁する者又は  
当該扶養者に係る次の資  
料

(1) 年間の収入に関する文  
書

---

---

ロ 在留中の一切の経費を  
支弁することができるこ  
とを証する文書

〔号の細分を加える〕

---

---

	日本人の配偶者等
	〔略〕
<p>(2) 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 日本人の配偶者である場合</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 当該外国人及びその配偶者に係る次に掲げる資料</p> <p>(1) 職業及び年間の収入に関する文書</p> <p>(2) 課税及び納税に関する</p>
〔同上〕	
〔同上〕	
<p>一 日本人の配偶者である場合</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 当該外国人又はその配偶者の職業及び収入に関する証明書</p> <p>〔号の細分を加える〕</p> <p>〔号の細分を加える〕</p> <p>〔号の細分を加える〕</p>	

---

---

る文書並びに社会保険  
の加入状況及び社会保  
険料の納付状況に關す  
る文書

ハ 「略」

二 日本人の特別養子又は子  
である場合

イ 「略」

ロ 当該外国人及びその父  
又は母に係る次に掲げる

資料

(1) 職業及び年間の収入  
に關する文書

---

---

ハ 「同上」

二 日本人の特別養子又は子  
である場合

イ 「同上」

ロ 当該外国人又は父若し  
くは母の職業及び収入に

關する証明書

「号の細分を加える」

---

---

	永住者の配偶者等
〔略〕	〔略〕
<p>(2) 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p> <p>ハ 〔略〕</p>	<p>一 永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者である場合</p> <p>イ・ロ 〔略〕</p> <p>ハ 当該外国人及びその配</p>
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
<p>〔号の細分を加える〕</p> <p>ハ 〔同上〕</p>	<p>一 永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者である場合</p> <p>イ・ロ 〔同上〕</p> <p>ハ 当該外国人又はその配</p>

---

---

偶者に係る次に掲げる資

料

(1) 職業及び年間の収入

に関する文書

(2) 課税及び納税に関する

文書並びに社会保険

の加入状況及び社会保

険料の納付状況に関する

文書

ニ 「略」

二 永住者等の子である場合

イ・ロ 「略」

ハ 当該外国人及びその父

---

---

---

---

偶者の職業及び収入を証

する文書

「号の細分を加える」

「号の細分を加える」

ニ 「同上」

二 永住者等の子である場合

イ・ロ 「同上」

ハ 当該外国人又は父若し

---

---

定住者	
〔略〕	
<p>又は母に係る次に掲げる資料</p> <p>(1) 職業及び年間の収入に関する文書</p> <p>(2) 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p> <p>ニ 〔略〕</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書（年間の収入に</p>	
〔同上〕	
〔同上〕	
<p>くは母の職業及び収入に関する証明書</p> <p>〔号の細分を加える〕</p> <p>〔号の細分を加える〕</p> <p>ニ 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書、当該外国人以</p>	

---

---

関する文書を含む。)

三 課税及び納税に関する文

書並びに社会保険の加入状  
況及び社会保険料の納付状  
況に関する文書

四 当該外国人以外の者が経  
費を支弁する場合又は扶養  
者がいる場合は、当該経費  
を支弁する者又は当該扶養  
者に係る次に掲げる資料

イ 年間の収入に関する文

---

---

外の者が経費を支弁する場  
合には、その収入を証する  
文書

〔号を加える〕

〔号を加える〕

---

---

教授	「略」	在留資格	別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）	
「略」		活動		
一 「略」 二年間の収入に関する文書		資 料		五 「略」 ロ 課税及び納税に関する 文書並びに社会保険の加 入状況及び社会保険料の 納付状況に関する文書

「同上」	「同上」	在留資格		
「同上」		活動		
一 「同上」 二年間の収入及び納税額に 関する証明書		資 料		三 「同上」

宗教		芸術	
[略]		[略]	
一 [略] 二 年間の収入に関する文書	三 課税及び納税に関する文 書並びに社会保険の加入状 況及び社会保険料の納付状 況に関する文書	一 [略] 二 年間の収入に関する文書	三 課税及び納税に関する文 書並びに社会保険の加入状 況及び社会保険料の納付状 況に関する文書
[同上]		[同上]	
[同上]		[同上]	
一 [同上] 二 年間の収入及び納税額に	[号を加える]	一 [同上] 二 年間の収入及び納税額に 関する証明書 [号を加える]	[号を加える]

〔略〕	報道	
	〔略〕	
	<p>一 〔略〕</p> <p>二 年間の収入に関する文書</p> <p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>

〔同上〕	〔同上〕	
	〔同上〕	
	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書 〔号を加える〕</p>	<p>関する証明書 〔号を加える〕</p>

経営・管 理	法律・会 計業務
〔略〕	〔略〕
<p>一〜三 〔略〕</p> <p>四 年間の収入に関する文書</p> <p>五 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 年間の収入に関する文書</p> <p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況</p>
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
<p>一〜三 〔同上〕</p> <p>四 年間の収入及び納税額に関する証明書 〔号を加える〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書 〔号を加える〕</p>

	医療	研究
	〔略〕	〔略〕
<p>況に関する文書</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 年間の収入に関する文書</p> <p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 年間の収入に関する文書</p> <p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況</p>
	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕
	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p> <p>〔号を加える〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p> <p>〔号を加える〕</p>

	教育	技術・人 文知識・ 国際業務
	〔略〕	〔略〕
況及び社会保険料の納付状 況に関する文書	一 〔略〕 二 年間の収入に関する文書 三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書	一 〔略〕 二 年間の収入に関する文書 三 課税及び納税に関する文書
	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕
一 〔同上〕 二 年間の収入及び納税額に関する証明書 〔号を加える〕	一 〔同上〕 二 年間の収入及び納税額に関する証明書 〔号を加える〕	一 〔同上〕 二 年間の収入及び納税額に関する証明書 〔号を加える〕

介護	勤	企業内転	
〔略〕		〔略〕	
一 〔略〕 二年間の収入に関する文書	一 〔略〕 二年間の収入に関する文書 三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書	一 〔略〕 二年間の収入に関する文書	書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書
〔同上〕		〔同上〕	
〔同上〕		〔同上〕	
一 〔同上〕 二年間の収入及び納税額に関する証明書	〔号を加える〕	一 〔同上〕 二年間の収入及び納税額に関する証明書	

技能		興行	
[略]		[略]	
二 年間の収入に関する文書	一 [略]	三 年間の収入に関する文書	三 課税及び納税に関する文 書並びに社会保険の加入状 況及び社会保険料の納付状 況に関する文書
		四 課税及び納税に関する文 書並びに社会保険の加入状 況及び社会保険料の納付状 況に関する文書	
[同上]		[同上]	
[同上]		[同上]	
二 年間の収入及び納税額に	一 [同上]	三 収入及び納税額に関する 証明書	[号を加える]
		[号を加える]	

	<p>特定技能</p>
	<p>〔略〕</p>
<p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 年間の収入に関する文書</p> <p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p> <p>四 法別表第一の二の表の特</p>
	<p>〔同上〕</p>
	<p>〔同上〕</p>
<p>関する証明書</p> <p>〔号を加える〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>三 法別表第一の二の表の特</p>

	技能実習
	〔略〕
<p>定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、当該外国人に対する支援の状況を証する文書</p> <p>〔号を削る〕</p>	<p>一 年間の収入に関する文書</p> <p>二 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状</p>
	〔同上〕
	〔同上〕
<p>定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、申請人に対する支援の状況を証する文書</p> <p>四 社会保険の加入状況並びに国民健康保険及び国民年金の保険料の納付状況を証する文書</p>	<p>年間の収入及び納税額に関する証明書</p> <p>〔号を加える〕</p> <p>〔号を加える〕</p>

	文化活動	況及び社会保険料の納付状 況に関する文書
「同上」	「略」	一 「略」 二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（年間の収入に関する文書を含む。） 三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書 四 当該外国人以外の者が経費を支弁する場合は、その
「同上」	「同上」	一 「同上」 二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書
「号を加える」	「号を加える」	「号を加える」

	留学
	〔略〕
<p>者に係る次に掲げる資料</p> <p>イ 年間の収入に関する文書</p> <p>ロ 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（当該外国人が大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（専ら日本語教</p>
	〔同上〕
	〔同上〕
	<p>一 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（専ら日本語教</p>

---

---

語教育を受ける場合に限る。

。)、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を記載した成績証明書、当該外国人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を

---

---

---

---

育を受ける場合に限る。)

、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を記載した成績証明書、申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以

---

---

---

---

含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を証する文書）

二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（年間の収入に関する文書を含む）

---

---

---

---

下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を証する文書）

二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支

---

---

。

三 課税及び納税に関する文

書並びに社会保険の加入状

況及び社会保険料の納付状

況に関する文書

四 当該外国人以外の者が経

費を支弁する場合は、その

者に係る次に掲げる資料

イ 支弁能力を証する文書

(年間の収入に関する文

書を含む。)

ロ 課税及び納税に関する

弁する場合には、その者の

支弁能力を証する文書

〔号を加える〕

〔号を加える〕

研修	
〔略〕	
二 年間の収入に関する文書	<p>一 〔略〕</p> <p>五 当該外国人が中学校若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合は、当該外国人が日常生活を営む宿泊施設の概要を明らかにする資料</p>
〔同上〕	
〔同上〕	
〔号を加える〕	<p>三 申請人が中学校若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合には、当該申請人が日常生活を営む宿泊施設の概要を明らかにする資料</p>

	家族滞在	
	〔略〕	
<p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 年間の収入に関する文書</p> <p>三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p> <p>四 扶養者に係る次に掲げる資料</p>	
〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	
<p>〔号を加える〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 扶養者の在留カード又は旅券の写し</p> <p>三 扶養者の職業及び収入に関する証明書</p>	<p>〔号を加える〕</p>

	特定活動
	〔略〕
<p>イ 在留カード又は旅券の 写し</p> <p>ロ 職業及び年間の収入に 関する文書</p> <p>ハ 課税及び納税に関する 文書並びに社会保険の加 入状況及び社会保険料の 納付状況に関する文書</p>	<p>一 収入を伴う事業を運営す</p>
	〔同上〕
	〔同上〕
	<p>年間の収入及び納税額に關す る証明書又は在留中の一切の 経費を支弁することができる ことを証する文書</p> <p>〔号を加える〕</p>

---

---

る活動又は報酬を受ける活  
動を行う場合

イ 活動の内容、期間、地

位及び報酬を証する文書

ロ 年間の収入に関する文

書

ハ 課税及び納税に関する

文書並びに社会保険の加

入状況及び社会保険料の

納付状況に関する文書

ニ その他の場合

イ 在留中の活動を明らか

---

---

〔号を加える〕

---

---



	日本人の 配偶者等
	〔略〕
<p>文書</p> <p>(2) 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 当該外国人及びその配偶者又は当該外国人の父若しくは母に係る次に掲げる資料</p> <p>イ 職業及び年間の収入に関する文書</p>
	〔同上〕
	〔同上〕
	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 当該外国人、その配偶者又は父若しくは母の職業及び収入に関する証明書</p> <p>〔号の細分を加える〕</p>

永住者の	
「略」	
一 永住者等の配偶者である	<p data-bbox="1364 616 1412 1086">ロ 課税及び納税に関する</p> <p data-bbox="1268 649 1316 1086">文書並びに社会保険の加</p> <p data-bbox="1173 649 1220 1086">入状況及び社会保険料の</p> <p data-bbox="1077 649 1125 1041">納付状況に関する文書</p> <p data-bbox="981 571 1029 1086">三 日本人の配偶者である場</p> <p data-bbox="885 616 933 1086">合にあつては、本邦に居住</p> <p data-bbox="790 616 837 1086">する当該日本人の身元保証</p> <p data-bbox="694 616 742 1086">書、日本人の特別養子又は</p> <p data-bbox="598 616 646 1064">子である場合にあつては、</p> <p data-bbox="502 616 550 1086">本邦に居住する当該日本人</p> <p data-bbox="406 616 454 1086">又はその他本邦に居住する</p> <p data-bbox="311 616 359 1041">身元保証人の身元保証書</p>
「同上」	
「同上」	
一 永住者等の配偶者である	<p data-bbox="1364 1568 1412 1915">「号の細分を加える」</p> <p data-bbox="981 1500 1029 2004">三 日本人の配偶者である場</p> <p data-bbox="885 1545 933 2004">合には、本邦に居住する当</p> <p data-bbox="790 1545 837 2004">該日本人の身元保証書、日</p> <p data-bbox="694 1545 742 2004">本人の特別養子又は子であ</p> <p data-bbox="598 1545 646 2004">る場合には、本邦に居住す</p> <p data-bbox="502 1545 550 2004">る当該日本人又はその他本</p> <p data-bbox="406 1545 454 2004">邦に居住する身元保証人の</p> <p data-bbox="311 1545 359 1736">身元保証書</p>

配偶者等

場合は、当該永住者等との身分関係を証する文書

二 「略」

三 当該外国人及びその配偶者又は当該外国人の父若しくは母に係る次に掲げる資料

イ 職業及び年間の収入に関する文書

ロ 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書

場合には、当該永住者等との身分関係を証する文書

二 「同上」

三 当該外国人、その配偶者又は父若しくは母の職業及び収入に関する証明書

「号の細分を加える」

「号の細分を加える」

	定住者
	「略」
<p>四 永住者等の配偶者である場合に於ては、本邦に居住する当該永住者等の身元保証書、永住者等の子である場合に於ては、本邦に居住する当該永住者等又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書（年間の収入に関する文書を含む。）</p>
	「同上」
	「同上」
<p>四 永住者等の配偶者である場合には、本邦に居住する当該永住者等の身元保証書、永住者等の子である場合には、本邦に居住する当該永住者等又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 収入及び納税額に関する証明書、収入のない場合には、扶養者の職業及び収入に関する証明書</p>

---

---

三 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書

四 当該外国人以外の者が経費を支弁する場合又は扶養者がいる場合は、当該経費を支弁する者又は当該扶養者に係る次に掲げる資料

イ 年間の収入に関する文書

ロ 課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加

---

---

〔号を加える〕

〔号を加える〕

---

---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	入状況及び社会保険料の 納付状況に関する文書 五 「略」
	三 「同上」

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和 年 月 日から施行する。